

青森県報

号外第十二号

令和六年
三月二十七日
(水曜日)

目 次

○障害に関する用語の表記の整理に関する条例……………	(障害福祉課) ……二
○青森県部等設置条例の一部を改正する条例……………	(人事課) ……七
○青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例……………	(同) ……〇
○青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三
○青森県職員定数条例の一部を改正する条例……………	(同) ……四
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……四
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……五
○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………	(行政経営課) ……二
○青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………	(市町村課) ……三
○青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(環境政策課) ……四
○青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………	(医療薬務課) ……五
○青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例……………	(保健衛生課) ……六
○青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(高齢福祉 保険課) ……九
○青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……二九
○青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する	

条例…………… (こどもみらい課) ……三〇

○青森県精神科病院に係る任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例…………… (障害福祉課) ……三三

○青森県漁港管理条例の一部を改正する条例…………… (漁港漁場整備課) ……三三

○青森県都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) ……三三

○青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) ……四〇

○青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (同) ……四〇

○青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例…………… (消防保安課) ……四二

○青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) ……四二

○青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (病院総務課) ……四五

○青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例…………… (教育庁教職員課) ……四六

○青森県警備業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例…………… (警察本部生活保安課) ……四六

○青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例…………… (同) ……四七

○青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例…………… (警察本部交通企画課) ……四六

○青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例を廃止する条例…………… (警察本部生活保安課) ……四九

○青森県議事委員会条例の一部を改正する条例…………… (議事事務局) ……四九

障害に関する用語の表記の整理に関する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三号

障害に関する用語の表記の整理に関する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号及び第十一条第四号中「障害」を「障がい」に改める。

(職員の給与に関する条例及び青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改める。

一 職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)第八条第二項第六号

二 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号)第六条第二項第六号

(青森県県税条例の一部改正)

第三条 青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六十条の五第二項第二号及び第三項中「身体障害者」を「身体障がい者」に、「重度精神障害者」を「重度精神障がい者」に改める。

第六十条の十六の見出し中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改め、同条第一項第一号中「身体障害者」を「身体障がい者」に改め、同項第二号中「身体障害者の」を「身体障がい者の」に、「重度身体障害者」を「重度身体障がい者」に改め、同項第三号中「重度精神障害者」を「重度精神障がい者」に改め、同項第四号中「重度身体障害者又は重度精神障害者のうち障害者世帯」を「重度身体障がい者又は重度精神障がい者のうち障がい者世帯」に、「障害者世帯重度身体障害者等」を「障がい者世帯重度身体障がい者等」に改め、同条第三項及び第四項中「身体障害者又は重度精神障害者」を「身体障がい者又は重度精神障がい者」に改める。

附則第九条の七の見出し中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改める。

（青森県歯と口の健康づくり八〇二〇健康社会推進条例の一部改正）

第四条 青森県歯と口の健康づくり八〇二〇健康社会推進条例（平成二十六年七月青森県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六号中「障害者」を「障がい者」に改める。

（青森県福祉のまちづくり条例の一部改正）

第五条 青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

前文中「障害者」を「障がい者」に改める。

第一条中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改める。

第二条第一項中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改め、同条第二項中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に、「障害者、」を「障がい者、」に改める。

第七条第二号及び第三号、第八条第二項、第九条、第十一条第一項、第十二条、第十四条第一項並びに第十七条中「高齢者、障害者等」を「高齢

者、障がい者等」に改める。

(青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例の一部改正)

第六条 青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例(令和二年三月青森県条例第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例

前文中「障害の」を「障がいの」に、「障害者」を「障がい者」に改める。

第一条中「障害者」を「障がい者」に、「障害の」を「障がいの」に改める。

第二条第一号中「障害者」を「障がい者」に、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害)」を「身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい)」に、「障害(以下「障害」を「障がい(以下「障がい」に、「障害」を「障がい」に、「(障害」を「(障がい」に改め、同条第二号中「障害者」を「障がい者」に、「障害の」を「障がいの」に改め、同条第三号中「障害者」を「障がい者」に改める。

第三条中「障害者」を「障がい者」に、「障害」を「障がい」に改める。

第四条から第六条まで及び第七条第一項中「障害者」を「障がい者」に改める。

第八条中「に障害者」を「に障がい者」に改める。

第九条から第十三条までの規定中「障害者」を「障がい者」に改める。

(青森県手話言語条例の一部改正)

第七条 青森県手話言語条例(令和二年七月青森県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第八条中「聴覚障害者」を「聴覚障がい者」に改める。

(青森県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第八条 青森県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年三月青森県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県心身障害がい者扶養共済制度条例

第一条中「心身障害者」を「心身障害がい者」に、「心身障害者扶養共済制度」を「心身障害がい者扶養共済制度」に、「心身障害者の」を「心身障害がい者の」に改める。

第二条第一項中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障害がい者扶養共済制度」に改め、同条第二項中「心身障害者」を「心身障害がい者」に改め、同項第一号中「知的障害者」を「知的障害がい者」に改め、同項第三号中「障害」を「障がい」に改め、同条第三項中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障害がい者扶養共済制度」に改め、同条第四項中「心身障害者」を「心身障害がい者」に改め、同条第五項中「重度障害の状態」を「重度障害がいの状態」に、「該当する障害」を「該当する障がい」に改め、同項ただし書中「障害」を「障がい」に改める。

第四条第一項第一号中「心身障害者」を「心身障害がい者」に改め、同条第三項中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障害がい者扶養共済制度」に、「心身障害者を」を「心身障害がい者を」に改め、同条第四項及び第五項中「心身障害者」を「心身障害がい者」に改める。

第六条第三項中「障害」を「障がい」に改める。

第八条第一項第一号及び第二号中「重度障害の状態」を「重度障害がいの状態」に改め、同項第三号中「障害」を「障がい」に改め、同条第三項中「重度障害の状態」を「重度障害がいの状態」に改める。

第九条第三項第一号中「障害」を「障がい」に改める。

第十一条第二項、第十二条第一項第三号から第五号まで及び第二項、第十六条第三項並びに第十七条第一項第一号中「重度障害の状態」を「重度

障がいの状態」に改める。

第十八条第二項第一号中「重度障害の状態」を「重度障がいの状態」に改め、同項第二号中「障害」を「障がい」に改める。

(青森県身体障害者福祉センター条例の一部改正)

第九条 青森県身体障害者福祉センター条例(昭和四十八年十月青森県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表中「青森県身体障害者福祉センターねむのき会館」を「青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館」に改める。

(青森県視聴覚障害者情報提供施設条例の一部改正)

第十条 青森県視聴覚障害者情報提供施設条例(昭和四十四年三月青森県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表中「青森県視覚障害者情報センター」を「青森県視覚障がい者情報センター」に、「青森県聴覚障害者情報センター」を「青森県聴覚障がい者情報センター」に改める。

第二条第一項中「青森県視覚障害者情報センター」を「青森県視覚障がい者情報センター」に改め、同条第二項中「青森県聴覚障害者情報センター」を「青森県聴覚障がい者情報センター」に改める。

(青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部改正)

第十一条 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号の表中「青森県立障害者職業訓練校」を「青森県立障がい者職業訓練校」に改める。

(青森県県営住宅条例の一部改正)

第十二条 青森県県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項第一号中「身体障害者」を「身体障がい者」に改める。

(青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部改正)

第十三条 青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和五十年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「心身障害」を「心身障がい」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正)

2 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)の一部を次のように改正する。
別表第八号から第十号までを次のように改める。

八 青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館

九 青森県視覚障がい者情報センター

十 青森県聴覚障がい者情報センター

(青森県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

3 青森県住民基本台帳法施行条例(平成十四年七月青森県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

青森県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第四号

青森県部等設置条例の一部を改正する条例

青森県部等設置条例（昭和三十七年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

「財務部

総合政策部

「企画政策部

子ども家庭部

第一条中

環境生活部

交通・地域社会部

健康福祉部

環境エネルギー部

に改め、「観光国際戦略局」及び「エネルギー総合対策局」を削る。

商工労働部

健康医療福祉部

経済産業部

観光交流推進部」

第二条第一号(二)中「議会及び」を削り、同号(三)中「県の予算、税その他の財務」を「広報及び広聴」に改め、同号中(四)を削り、(五)を(四)とし、同条中第十一号を第十三号とし、第九号及び第十号を削り、第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、同条第五号中「商工労働部」を「経済産業部」に改め、同号(二)中「計量」を「地域経済の振興」に改め、同号(三)中「労働」を「計量」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 観光交流推進部

(一) 観光に関する事項

(二) 国際交流に関する事項

(三) 県産品の販売促進に関する事項

(四) 航空路線に関する事項

第二条第四号中「健康福祉部」を「健康医療福祉部」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号を削り、同条第二号中「企画政策部」を「総合政策部」に改め、(二)を削り、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を削り、同号を同条第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四 こども家庭部

(一) 少子化対策及び子ども・若者に関する施策の総合調整に関する事項

(二) 児童福祉に関する事項

(三) 男女共同参画に関する施策の総合調整に関する事項

(四) 労働に関する事項

五 交通・地域社会部

(一) 交通体系に関する事項

(二) 消費者の保護、交通安全その他県民生活の向上に関する事項

(三) 文化振興に関する事項

六 環境エネルギー部

(一) 生活環境及び自然環境の保全に関する事項

(二) エネルギーに関する事項

第二条第一号の次に次の一号を加える。

二 財務部

- (一) 県の予算、税その他の財務に関する事項
- (二) 市町村その他公共団体の行財政一般に関する事項
- (三) 議会に関する事項

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第五号

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県地域県民局及び行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項の表東青地域県民局の項を削り、同表西北地域県民局の項中「弘前市」を「青森市、弘前市」に改め、「平川市」の下に「東津軽郡」を加え、同表上北地域県民局の項中「（横浜町を除く。）」を削り、同表下北地域県民局の項中「、横浜町」を削る。

第五条第二項の表を次のように改める。

名称	位置	所	管	区	域
青森県食肉衛生検査所	十和田市	弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、上北郡、下北郡、三戸郡			

第九条第一項の表東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所の項を削り、同表上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所の項中

「上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所」を「上北地域県民局地域農林水産部中央家畜保健衛生所」に改め、「（横浜町を除く。）」

を削り、同表下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所の項中「横浜町」を削り、同表西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所の項中「西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所」を「西北地域県民局地域農林水産部つがる広域家畜保健衛生所」に、「弘前市」を「青森市、弘前市」に改め、「平川市」の下に「東津軽郡」を加える。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、東青地域県民局の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為のうち、家畜衛生に関する事務に係るものは、西北地域県民局の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

3 施行日前において、家畜衛生に関する事務に関し、下北地域県民局の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為のうち、横浜町の区域に係るものは、上北地域県民局の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

4 施行日前において、次の表の上欄に掲げる行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為は、それぞれ

同表の下欄に掲げる行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

十和田食肉衛生検査所 田舎館食肉衛生検査所	青森県食肉衛生検査所
東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所 西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所	西北地域県民局地域農林水産部つがる広域家畜保健衛生所
上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所	上北地域県民局地域農林水産部中央家畜保健衛生所

5 施行日前において、下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為のうち、横浜町の区域に係るものは、上北地域県民局地域農林水産部中央家畜保健衛生所の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第六号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「青森県障害者施策推進協議会」を「青森県障がい者施策推進協議会」に改める。

別表第一青森県子ども・子育て支援推進会議の項中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改め、同表青森県精神保健福祉審議会の項中「第三十三条の五」を「第三十三条の七」に、「精神障害者の医療」を「精神障がい者の医療」に、「精神障害者の社会復帰」を「精神障がい者の社会復帰」に改める。

別表第二青森県障害者施策推進協議会の項中「青森県障害者施策推進協議会」を「青森県障がい者施策推進協議会」に、
「三 障害者」
四 障害者の福祉に関する

「三 障がい者」
を
四 障がい者の福祉に関する事業に従事する者」
に改め、同表青森県准看護師試験委員の項中「健康福祉部長」を「健康医療福祉部長」に改め、同表中「第七条第一項に」を「第四十四条の九第一項に」に、「第七条第一項及び第二十六条」を「第二十六条及び第四十四条

の九第一項」に改め、同表青森県精神医療審査会の項中「十五人」を「二十人」に改め、同表青森県防災会議の項及び青森県石油コンビナート等防災本部の項中「十三人」を「十六人」に改め、同表青森県国民保護協議会の項中「五十三人」を「五十七人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の青森県附属機関に関する条例別表第二の青森県障害者施策推進協議会及びその委員は、改正後の青森県附属機関に関する条例別表第二の青森県障がい者施策推進協議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「障害者施策推進協議会委員」を「障がい者施策推進協議会委員」に改める。

一 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)第一条第三十六号及び別表第二

二 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)第一条第三十六号及び別表第三

青森県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第七号

青森県職員定数条例の一部を改正する条例

青森県職員定数条例(昭和二十四年九月青森県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、六一三人」を「三、七〇七人」に改め、同項中「五、四六〇人」を「五、五五四人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県条例第八号

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の六中「地域県民局、保健所又は」を削り、「者」を「もの」に、「環境保健センター」を「衛生研究所」に改める。

第十七条の三十九中「環境保健センター」を削る。

第十八条第一項第四号中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第九号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第二十二項」を「第二十六項」に改める。

附則第七項中「附則第十八項」の下に「から第二十項まで及び第二十二項」を加える。

附則第十八項中「の改定」の下に「（以下「給料月額七割措置」という。）」を加える。

附則第二十二項中「附則第二十項」を「附則第二十四項」に改め、同項を附則第二十六項とする。

附則第二十一項中「附則第二十項」を「附則第二十四項」に改め、同項を附則第二十五項とし、附則第二十項を附則第二十四項とし、附則第十九項を附則第二十三項とし、附則第十八項の次に次の四項を加える。

19 当分の間、退職した者（給料月額七割措置により給料月額が減額されたことがある者に限り、特定任命により職員となつた後に退職した者を除く。）の基礎在職期間（給料月額七割措置により給料月額が減額された日（以下この項において「七割措置減額日」という。）の前日までの間に限る。）中に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下この項において「特別減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下「七割措置減額前給料月額」という。）よりも多く、かつ、七割措置減額前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条まで（これらの規定を附則第十五項及び第十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第五条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 七割措置減額前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者が七割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置減額前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の七割措置減額前給料月額に對する割合

ロ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に對する割合

三 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に對する退職手当の基本額が第三条から第五条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に對する割合

ロ 前号イに掲げる割合

20 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特別特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額

二 六十未満 次に掲げる前項第三号ロに掲げる割合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六十以上 特別特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び七割措置減額前給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

ロ 六十未満 特別特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額、七割措置減額前給料月額に同項第三号ロに掲げる割合から

同項第二号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から同項第三号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得

た額の合計額

21 第五条の三に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。）に対する前二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替へる字句
附則第十九項第一号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額（以下「特別特定減額前給料月額等合計額」という。）
附則第十九項第二号	七割措置減額前給料月額に、	七割措置減額前給料月額及び七割措置減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額（以下「七割措置減額前給料月額等合計額」という。）に、
附則第十九項第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第十九項第三号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に

				<p>係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額（以下「退職日給料月額等合計額」という。）に、</p>
附則第二十項	前項の	次項の規定により読み替えて適用する前項の		
	掲げる同項第二号ロ	掲げる次項の規定により読み替えて適用する前項第二号ロ		
	同項の	次項の規定により読み替えて適用する前項の		
附則第二十項第一号	特別特定減額前給料月額に	特別特定減額前給料月額等合計額に		
附則第二十項第二号	特別特定減額前給料月額に	特別特定減額前給料月額等合計額に		
	前項第二号ロ	次項の規定により読み替えて適用する前項第二号ロ		
	七割措置減額前給料月額に	七割措置減額前給料月額等合計額に		
附則第二十項第二号ロ	同項第二号ロ	次項の規定により読み替えて適用する前項第二号ロ		
	退職日給料月額	退職日給料月額等合計額		

22 附則第十九項及び第二十項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者（給料月額七割措置により給料月額が減額されたことがある者に限る。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第二十一項の表附則第	附則第二十一項の表附則第十九項第一号の項			附則第二十項	附則第十九項					読み替える規定	
七割措置減額前給料月額に	合計額 特別特定減額前給料月額等	並びに特別特定減額前給料月額	額 及び特別特定減額前給料月	七割措置減額前給料月額	特別特定減額前給料月額	七割措置減額前給料月額	特別特定減額前給料月額	その者の給料月額	給料月額の減額改定	退職した者（給料月額七割措置により給料月額が減額されたことがある者に限り、特定任命により職員となつた後に退職した者を除く。）	読み替えられる字句
七割措置減額前俸給月額に	並びに特別特定減額前俸給月額 特別特定減額前俸給月額等合計額			七割措置減額前俸給月額	特別特定減額前俸給月額	七割措置減額前俸給月額	特別特定減額前俸給月額	その者の俸給月額	国家公務員退職手当法第五条の二第一項に規定する俸給月額の減額改定	特定任命により職員となつた後に退職した者	読み替える字句

十九項第二号の項	七割措置減額前給料月額及び	七割措置減額前俸給月額及び
	び	
附則第二十一項の表附則第十九項第二号ロの項	七割措置減額前給料月額等 合計額	七割措置減額前俸給月額等 合計額
	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前俸給月額
附則第二十一項の表附則第二十項第一号の項及び附則第二十項第二号の項	特別特定減額前給料月額に 特別特定減額前給料月額等 合計額	特別特定減額前俸給月額に 特別特定減額前俸給月額等 合計額
	特別特定減額前給料月額に	特別特定減額前俸給月額に
附則第二十一項の表附則第二十項第二号の項	七割措置減額前給料月額に 七割措置減額前給料月額等 合計額	七割措置減額前俸給月額に 七割措置減額前俸給月額等 合計額
	七割措置減額前給料月額に	七割措置減額前俸給月額に

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第十号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年十月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第一の四の項中「支給」の下に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

別表第二の一の項中「別表第二の百十三の項の第二欄に掲げる事務」を「別表の九十一の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人番号利用事務」に改め、同表の二の項中「ロ 生活保護関係情報」を「ロ 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」に改め、同表の五の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」に、「へ 児童扶養手当関係情報」を「へ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報」に改め、「特別児童扶養手当関係情報又は」を削り、「障害児福祉手当」を「特別児童扶養手当の支給に関する情報又は同法による障害児福祉手当」に、「障害者自立支援給付関係情報」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報」に改め、同表の六の項中「別表第二の三十一の項の第二欄に掲げる事務」を「別表の十九の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人番号利用事務」に改め、同表の七の項中「障害者関係情報」を「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和三十年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報」に改める。

別表第三の一の項中「別表第二の百十三の項の第二欄に掲げる事務」を「別表の九十一の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人番号利用事務」に改め、同表の二の項中「別表第二の二十六の項の第二欄に掲げる事務」を「別表の十五の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人番号利用事務」に改め、同表の三の項中「別表第二の八十七の項の第二欄に掲げる事務」を「別表の六十三の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人番号利用事務」に改め、同表の五の項中「別表第二の三十七の項の第二欄に掲げる事務」を「別表の二十六の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人番号利用事務」に改め、同表の六の項中「別表第二の百十三の項の第二欄に掲げる事務」を「別表の九十一の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人番号利用事務」に改め、同表の九の項中「別表第二の三十八の項の第二欄に掲げる事務」を「別表の二十七の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人番号利用事務」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表第一の四の項の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十一号

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

青森県住民基本台帳法施行条例（平成十四年七月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四章の二」の下に「及び第四章の三」を加える。

第三条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の四十第一項」の下に「（法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

2 この条例の施行の日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の前日である場合には、同日の前日までの間における改正後の青森県住民基本台帳法施行条例第三条の規定の適用については、同条中「第三十条の四十四の十三」とあるのは、「第三十条の四十四の十二」とする。

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十二号

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例（昭和五十一年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県地域県民局、保健所及び衛生研究所使用料及び手数料徴収条例

第一条中「保健所及び青森県環境保健センター（以下「環境保健センター」を「地域県民局、保健所及び青森県衛生研究所（以下「衛生研究所」に改める。

第二条中「環境保健センター」を「地域県民局又は衛生研究所」に改める。

第三条第二項中「環境保健センター」を「地域県民局及び衛生研究所」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例の一部改正）

2 青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例」を「青森県地域県民局、保健所及び衛生研究所使用料及び手数料徴収条例」に改める。

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年四月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（青森県立つくしが丘病院、青森県立あすなろ療育福祉センター及び青森県立さわらび療育福祉センターを除く。）」を削り、同項第一号中「（以下「病院」という。）のうち、同法第七条第一項又は第二項の規定による許可に係る病床数が二百床未満のものであつて、次号、第三号、第五号及び第六号に掲げるもの以外のもの」を削り、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同項第五号中「。次号において「重症心身障害児入所施設」という」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 児童福祉法第十条の二第一項に規定することも家庭センター

第二条第一項第六号を削り、同項第七号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う事業所（同法第四十二条第二項及び第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準に当該事業所ごとに保健師、看護師又は准看護師を置くべき旨の規定があるものに限る。）

七 介護保険法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業を行う事業所（同法第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準に当該事業所ごとに保健師、看護師又は准看護師を置くべき旨の規定があるものに限る。）

第二条第一項第八号を削り、同項第九号中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削り、「介護老人保健施設」の下に「及び同条第二十九項に規定する介護医療院」を加え、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 介護保険法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う事業所（同法第五十四条第二項及び第一百五十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準に当該事業所ごとに保健師、看護師又は准看護師を置くべき旨の規定があるものに限る。）

第二条第一項第十号及び第十一号を次のように改める。

十 介護保険法第八条の二第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所（同法第一百五十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準に当該事業所ごとに看護師又は准看護師を置くべき旨の規定があるものに限る。）

十一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム及び同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
第二条第一項に次の一号を加える。

十二 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準に看護師又は准看護師を置くべき旨の規定があるものに限る。）

第四条第一項第一号中「又は国立大学法人法」を、「国立大学法人法」に、「（以下）を」又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下）に改める。

第七条第一項中「（第二条第一項第十一号に掲げる施設を除く。）」を削り、「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「部課にあつては保健師」を「施設にあつては助産師」に、「同項第八号」を「同項第五号」に、「施設にあつては助産師」を「部課にあつては保健師」に改め、
「（第二条第一項第十一号に掲げる施設にあつては、県内の特定施設等（同項第七号及び第十一号に掲げる施設等を除く。）において看護職員として三年以上その業務に従事した後、直ちに看護職員としてその業務に従事した場合に限る。）」を削り、同条第二項及び第三項中「（第二条第一項第十号に掲げる施設を除く。）」を削る。

第八条第一項第二号中「（第二条第一項第十一号に掲げる施設を除く。）」を削る。

第九条中「各号の一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例第三条の規定により締結した契約に係る修学資金の返還の債務の免除については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる同条例第二条第一項第八号中「母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十二条に規定する母子健康包括支援センター」とあるのは、「児童福祉法第十条の二第一項に規定することも家庭センター」とする。

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十四号

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例（平成十七年七月青森県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号口中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号中ホを削り、へをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同チの次に次のように加える。

リ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項に規定する女性相談支援センター及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第十五号

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「二万九千五百円」を「三万八千円」に改め、同表第三号中「二万四千元」を「二万六千元」に改め、同表第四号中「二万六千五百円」を「三万四千元」に、「一万千円」を「一万四千五百円」に、「二万三千元」を「二万六千元」に改め、同表第十一号中「三万七千元」を「三万九千五百円」に改め、同表第十二号中「三万六千元」を「三万七千元」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第十六号

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成二十九年十二月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「並びに介護納付金」を、「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

第五条第一項中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する」を削り、同条第二項中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第六条第一号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「附則第二条の規定により読み替えて適用する納付金等省令」を削り、同条第二号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する」を削る。

第七条中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する」を削る。

第十条第一号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「納付金等省令附則第二条の規定により読み替えて適用する」を削り、同条第二号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する」を削る。

第十一条中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県条例第十七号

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成二十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県精神科病院に係る任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十八号

青森県精神科病院に係る任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例

青森県精神科病院に係る任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例（平成十九年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十九号

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十二条中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県総合運動公園の項中「水泳場」を削る。

別表第二第四号アの表を次のように改める。

区	分	営利を目的としないとき一時間につき	営利を目的とするとき一時間につき
体育・スポーツに使用する場合		九百二十円	
体育・スポーツ以外に使用する場合		千七百七十円	六万五千七百八十円

（備考）

- 1 貸切使用には、体育器具その他の備品の使用を含む。
- 2 照明設備又はスコアボードを使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

スコアボード	照明設備		区	分	体育・スポーツに使用する場合
	全部表示	半灯			
得点・判定表示	全部表示	半灯			営利を目的とするとき一時間につき
	二千八十円	三千九百七十円			営利を目的とするとき一時間につき
	四千百六十円	四万七千七百円			営利を目的とするとき一時間につき
	二千八十円	七千九百五十円			営利を目的とするとき一時間につき
	四千百六十円	一万五千九百円			営利を目的とするとき一時間につき
	四千百六十円	四万七千七百円			営利を目的とするとき一時間につき

別表第二第四号中イを削り、ウをイとし、同号の備考を削り、同表第五号アの表中

室内プール	
六月から八月まで	その他の月
九百二十円	四百十円
一万五千八十円	二万七千五百五十円
千九百九十円	一万四千四百五十円
一万五千五百円	二万七千九百六十円

を

二十メートルプール		五十メートルプール			
全面	一面	一面		半面	全面
		二十メートル	五十メートル		
三千十円	七百五十円	七百五十円	千五百円	三千七百六十円	七千五百二十円
二万六千七百七十円	五千六百六十円	五千六百六十円	一万三千三百十円	二万五千八百三十円	五万六千六百六十円
一万八千四十円	二千七百十円	二千七百十円	五千四百二十円	一万三千五百五十円	二万七千百円
二万九千八十円	五千二百四十円	五千二百四十円	一万四百八十円	二万六千二百二十円	五万二千四百四十円

に改

め、同表の備考の1中「には」の下に「、補助競技場の研修室、五十メートルプールの会議室」を加え、同備考の3中「照明設備」の下に「又は五十メートルプールの大型映像装置」を加え、同3の表を次のように改める。

区分	目的としないとき一時間につき	その他の場合一時間につき
区	体育・スポーツに使用する場合で、営利を	

大 型 映 像 装 置	設 備 照 明					
	技 場 補 助 競		場 主 競 技			
	半 面	全 面	四 分 の 一 面	三 分 の 一 面	半 面	全 面
二千五百四十円	二百九十円	五百八十円	三百十円	四百二十円	六百三十円	千二百七十円
五千八十円	五百八十円	千百六十円	六百三十円	八百四十円	千二百七十円	二千五百四十円

別表第二第五号イの表の備考の1中「には」の下に「、補助競技場の研修室、五十メートルプールの会議室」を加え、同備考中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 総合体育館の五十メートルプール又は二十五メートルプールの使用の場合は、それぞれの区分の使用料の額の二倍に相当する金額とする。

別表第二第五号中ケをサとし、クをコとし、キをケとし、カをクとし、オをキとし、エをカとし、ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 総合体育館の補助競技場の研修室の使用の場合

全 体	区 分	金額
三千四百四十円	八時から十二時まで	
四千七百四十円	十二時から十七時まで	
五千六百四十円	八時から十七時まで	
千五百五十円	八時以前及び十七時以降一時間につき	

冷房設備			区
研修室 2	研修室 1	全体	分
三十円	十円	百十円	体育・スポーツに関し使用する場合一時間につき
四十円	二十円	百四十円	その他の場合一時間につき

冷暖房設備を使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

(備考)

その他の場合					体育・スポーツに 関し使用する する場合			
研修室 4	研修室 3	研修室 2	研修室 1	全体	研修室 4	研修室 3	研修室 2	研修室 1
千八百四十円	千八百三十円	千八百二十円	千百十円	六千六百二十円	九百五十円	九百五十円	九百四十円	五百七十円
二千四百七十円	二千四百五十円	二千四百四十円	千四百九十円	八千八百七十円	千三百二十円	千三百十円	千三百円	七百九十円
三千九十円	三千七十円	三千六十円	千八百七十円	一万千百円	千五百七十円	千五百六十円	千五百五十円	九百五十円
六百八十円	六百八十円	六百八十円	四百十円	二千四百七十円	四百三十円	四百三十円	四百三十円	二百六十円

体育・スポーツに 関し使用 する場合						区 分
全 体	会 議 室 1	会 議 室 2	会 議 室 3	会 議 室 4	会 議 室 5	
四千四百円	五百六十円	五百四十円	五百七十円	五百四十円	四百三十円	八時から十二時まで
六千七十円	七百七十円	七百四十円	七百九十円	七百五十円	五百九十円	十二時から十七時 まで
七千二百二十円	九百二十円	八百八十円	九百四十円	九百円	七百元	八時から十七時まで
千九百九十円	二百五十円	二百四十円	二百五十円	二百四十円	百九十円	八時以前及び十七時 以降一時間につき

エ 総合体育館の五十メートルプールの会議室の使用の場合

暖房設備						
研修室 4	研修室 3	研修室 2	研修室 1	全 体	研修室 4	研修室 3
四十円	四十円	四十円	二十円	百五十円	三十円	三十円
五十円	五十円	五十円	三十円	百九十円	四十円	四十円

		区	
会議室 1	全体		
		体育・スポーツにつき	体育・スポーツにつき
		使用する場合一時間	使用する場合一時間
三十円	三百三十円		
		その他の場合一時間につき	その他の場合一時間につき
四十円	四百二十円		

冷暖房設備を使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

(備考)

								その他の場合	
会議室 7	会議室 6	会議室 5	会議室 4	会議室 3	会議室 2	会議室 1	全体	会議室 7	会議室 6
二千五百六十円	七百九十円	八百三十円	千五十円	千百円	千四十円	千八十円	八千四百八十円	千三百三十円	四百十円
三千四百三十円	千六十円	千百十円	千四百十円	千四百七十円	千三百九十円	千四百五十円	一万千三百五十円	千八百三十円	五百七十円
四千二百九十円	千三百三十円	千三百九十円	千七百七十円	千八百五十円	千七百四十円	千八百二十円	一万四千二百十円	二千百八十円	六百七十円
九百五十円	二百九十円	三百円	三百九十円	四百十円	三百八十円	四百円	三千百六十円	六百円	百八十円

附 則

別表第二第五号の備考中「ク」を「コ」に改める。

暖房設備								冷房設備					
会議室 7	会議室 6	会議室 5	会議室 4	会議室 3	会議室 2	会議室 1	全 体	会議室 7	会議室 6	会議室 5	会議室 4	会議室 3	会議室 2
百十円	三十円	三十円	三十円	三十円	三十円	三十円	三百二十円	百十円	三十円	三十円	三十円	三十円	三十円
百四十円	四十円	四十円	四十円	四十円	四十円	四十円	四百十円	百四十円	四十円	四十円	四十円	四十円	四十円

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二十一号

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例（平成二十五年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、「第十条第二号イ(1)」の下に「及びロ(1)」を加え、「省令第十条第二号イ(2)の基準を用いる」を「その他の」に改め、同表第二号中「第十条第二号イ(1)」の下に「及びロ(1)」を加え、「省令第十条第二号イ(2)の基準を用いる」を「その他の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一号の改正規定（「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める部分に限る。）は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二十二号

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例（平成二十八年三月青森県条例第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例

第一条中「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第二号及び第三号中「第十条第二号イ(1)」の下に「及びロ(1)」を加え、「省令第十条第二号イ(2)の基準を用いる」を「その他の」に改め、同表第四号中「第一条第一項第二号イ(1)」の下に「及びロ(1)」を加え、「省令第一条第一項第二号イ(2)又は(3)の基準を用いる」を「その他の」に改め、同表第五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条及び別表第五号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二十三号

青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中「六千六百元」を「七千二百円」に、「四千六百元」を「五千三百円」に、「三千七百元」を「四千二百円」に改め、同表第十号中「四千七百元」を「五千三百円」に改め、同表第十五号中「五千七百元」を「六千六百元」に、「三千八百円」を「四千四百円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年五月一日から施行する。

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二十四号

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中

<p>ロ 移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をする場合</p>								
処理容積が千立方メートル以上の設備	九万千円							
処理容積が五百立方メートル以上千立方メートル未満の設備	七万五千円							
処理容積が百万立方メートル以上五百立方メートル未満の設備	六万円							
処理容積が五十立方メートル以上百万立方メートル未満の設備	四万四千元							
処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備	二万七千元							
処理容積が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の設備	二万千元							
処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備	一万六千元							
処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備	一万三千元							
処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備	一万千円							
処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備	七千四百円							

を

ロ 移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をする場合

当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた場合							その 他の 場合
処理容積が千立方メートル以上 九万千円	処理容積が千立方メートル以上 七万五千円	処理容積が百万立方メートル以上 六万円	処理容積が五十万立方メートル以上 四万四千円	処理容積が十立方メートル以上 五十万立方メートル未満の設備 二万七千円	処理容積が二万五千立方メートル以上 十立方メートル未満の設備 二万円	処理容積が五千立方メートル以上 二万五千立方メートル未満の設備 一万六千円	処理容積が千立方メートル以上 五 千立方メートル未満の設備 一万三千円

に改め、同表第五号中「（昭和四十二年法律第百四

処理容積が二百立方メートル以上 千立方メートル未満の設備	処理容積が百立方メートル以上二 百立方メートル未満の設備	一万千円 七千四百円

十九号)」を削る。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。



青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十五号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二十六号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「二、二〇五人」を「二、一八七人」に、「二八七人」を「二六二人」に、「二、二〇七人」を「二、二四六人」に、「三、九七七人」を「二、九五六人」に、「四、五九四人」を「四、五七四人」に、「二一、一九四人」を「二一、一四九人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二十七号

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号を削り、同条第三号中「認定証」を「認定」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

別表第二号を削り、同表第三号中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同号を同表第二号とし、同表中第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十八号

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第六号中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十九号

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例（平成十四年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県自動車運転代行業認定申請手数料徴収条例

第一条中「、法第五条第五項の規定による自動車運転代行業の認定証の再交付及び法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換えに関する事務に係る手数料」を「の申請手数料」に改める。

第二条を次のように改める。

（自動車運転代行業認定申請手数料の納入）

第二条 法第四条の規定による自動車運転代行業の認定を受けようとする者は、一万二千円の自動車運転代行業認定申請手数料を納入しなければなら
ない。

第三条（見出しを含む。）中「手数料」を「自動車運転代行業認定申請手数料」に改める。

第四条を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十号

青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例を廃止する条例

青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例（平成十九年三月青森県条例第六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十一号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務企画危機管理委員会の項を次のように改める。

総務政策こども委員会	総務部、財務部、総合政策部、こども家庭部、出納局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	八人
------------	---------------------------------------------------------------------------------------	----

第二条の表環境厚生委員会の項中「環境生活部、健康福祉部」を「環境エネルギー部、健康医療福祉部」に改め、同表商工労働観光エネルギー委員会の項を次のように改める。

経済交通観光委員会	交通・地域社会部、経済産業部及び観光交流推進部の所管に属する事項	八人
-----------	----------------------------------	----

第二条の表建設委員会の項を次のように改める。

建設危機管理委員会	県土整備部、危機管理局及び収用委員会の所管に属する事項	八人
-----------	-----------------------------	----

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県議会委員会条例第二条に規定する次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員として選任された者は、改正後の青森県議会委員会条例第二条に規定する同表の下欄に掲げる常任委員会の委員として選任された者とみなす。

<p>総務企画危機管理委員会</p>	<p>総務政策こども委員会</p>
<p>環境厚生委員会</p>	<p>環境厚生委員会</p>
<p>商工労働観光エネルギー委員会</p>	<p>経済交通観光委員会</p>
<p>建設委員会</p>	<p>建設危機管理委員会</p>

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭